

# 市民と歩む会

## 令和 8 年度 政策要望書

～個性と多様性が尊重される市民自治のまちを

2025 年 11 月 14 日

代表 柏野 大介

新岡 知恵

## 1 市民の健康づくりを後押しする体制の構築

- 目的：コロナ禍を経て変化が生じた市民の暮らしに寄り添い、健康づくりを支える。
- 要望事項

### 1) 専門職の人員体制強化（継続・重点）

えにわっこ応援センターの開設に伴う子育て支援の拡充や超高齢社会への対応により、行政サービスにおける専門職の役割は高まっていることから、市民の健康と命を守るために人員体制を強化すること。

### 2) 総合体育館の利用促進（拡大・重点）

高齢者の健康づくりの一環として、後期高齢者がさらに利用しやすい料金体系と利用を促すプログラムを検討すること。また、無料開放日についても検証を行い、未利用市民の利用促進を図ること。

### 3) 市民スキー場の子ども料金引き下げ（継続・重点）

子どもたちに運動機会を提供するため、移動手段を確保するとともに、中学生以下の料金については、他の市内スポーツ施設と整合を図り、親子料金ではなく、子ども料金としてさらに利用しやすい料金を検討すること。

### 4) スポーツ環境の改善（継続）

近隣自治体との連携を進め、スポーツ環境のさらなる改善を図ること。

南高プールは、利用する市民が少ないとへの分析・検証を進め、子どもも含めて、広く市民が利用できるように対策を講じること。

### 5) 屋外で健康づくりができる環境の整備（継続）

市民の屋外での健康づくりのために、手軽にウォーキングやサイクリングを楽しめるよう、遊歩道やコース（特に漁川周辺）の整備に努めること。夜間のウォーキング・ランニングが可能になるよう、照明整備なども検討すること。

### 6) 高齢者インフルエンザ予防接種の助成拡充（継続）

高齢者インフルエンザ予防接種について、市内医療機関での接種のみ助成対象である

が、市外にしかかかりつけ医がない場合については、市外の医療機関での接種でも助成対象とすること。

7) 妊産婦通院助成の拡大（継続）

妊娠婦の年齢や基礎疾患などによっては、希望しても近隣の医療機関での健康診査を受けられないことから、札幌など遠方での受診が避けられない妊娠婦への助成を拡大すること。

8) フッ化物洗口における適切な情報提供（継続）

フッ化物洗口への参加意向を確認する際には、洗口におけるメリットだけではなくデメリットについても明示するなど、保護者に対する十分な情報提供を行うこと。

9) 化学物質過敏症の啓発と防止（新規）

化学物質過敏症を引き起こす原因物質の使用について、周知ポスターの工夫やホームページを充実させることで、市民にさらに広く注意喚起すること。

また、公共施設においてそれらの原因物質を市が自ら使用しないよう取組むこと。

## 2 子ども達が伸び伸びと学び・育つ環境の充実

- 目的：子どもたち一人ひとりの意思と個性が尊重され、健康で伸び伸びと生活や学習ができる地域をつくる。
- 要望事項

### 1) 保育の質向上のための支援体制の構築（拡大）

公立保育園は、障がい児保育やグレーゾーンの指導、地域や専門機関との連携など、地域の指導機関としての役割も果たしていく必要があることから、今後も公立園として存続すること。民間園も含めた市内の保育園、認定こども園の質向上に向けた指針を策定するとともに、指導・支援の体制を確立すること。また、4、5歳の障がい児が入園を希望した場合に、優先的に入園できるよう人的体制を随時拡充すること。

世帯収入 640 万円以上の多子世帯における保育料の減免について、最年長の子どもの年齢にかかわらず多子として減免もしくは無償とし、多子世帯の経済的負担の軽減を図ること。

### 2) 保育士確保・復職の支援（継続）

保育士確保、復職を促進するため、市内に居住する保育士世帯の保育料減免の制度を検討すること。

### 3) 学童クラブの環境改善（継続）

学童クラブは 1 か所の定員を 50 名以内とした上で定員の漸減を図ること。学童クラブの質の向上のため、指導員の研修体制の充実と、子どもの遊び環境（プールや公園など）が充実するよう整備・支援に努めること。

週 3 回程度の就労でも利用できるよう入会要件を緩和し、保育園と同等の預かり時間延長を検討すること。

### 4) 障がい児・者への合理的配慮の強化・支援の拡充（拡大）

障がい児にとって、通所支援としての機能を持つ子ども発達支援センターに、作業療法士や理学療法士などの専門職を配置すること。就学後の障がい児への療育についても、柔軟に対応すること。

障がい者の移動支援を充実させるため、受託事業者との連携を強化すること。

公共施設トイレへのユニバーサルシートなど障がい児・者へ配慮すること。

障がい児への自立支援補装具の給付については、成長に個人差があるため、一律使用年数で区切るのではなく、柔軟に対応すること。

##### 5) 学校教育における子どもの体力向上環境の充実（継続・重点）

体力向上推進事業において、総合型地域スポーツクラブや地元のスポーツ関係者との連携をさらに深めるとともに、特別支援学級への利用促進を図ること。

部活動については、各学校の設置状況や子どもたちの参加意向を把握したうえで、可能な限り部活動参加の機会を保障するための対策を講じること。単独校による設置が困難なため複数校による合同設置になる場合は、移動支援や練習時間の確保など環境整備に努めること。

##### 6) 交通費助成制度の創設（拡大・重点）

高校生の学びを保障するため、通学費に対する助成制度を創設すること（検討中の奨学金では遠距離の通学費には不足）。

##### 7) 不登校支援の充実（継続）

不登校児童生徒については、NPO 法人などと連携し、学びの保障に努めること。また、不登校で悩む保護者支援についても、地域の関係団体と連携し、体制強化を図ること。

##### 8) 子育て世代の移動支援（継続）

小児科のない島松から、子どもを連れて医療機関を受診することは非常に負担が大きいことから、タクシーなど子育て世代の移動支援を拡充し、通院などを含めた移動の負担軽減を行うこと。

障がい児がいる家庭において、きょうだい児の習い事の送迎としてファミリーサポートを利用した場合の減免制度を創設すること。

##### 9) 離婚前後における相談支援体制の強化（継続）

父母の離婚後の子の養育に関する民法改正の趣旨を丁寧に説明するなど、離婚前の相談支援を拡充すること。

ひとり親の経済的自立促進施策である「ひとり親自立支援プログラム」を積極的に対象者に周知し、プログラム策定については室蘭市の社会福祉法人が担当しているが、恵庭市内でも活用しやすいように支援体制を強化すること。

養育費の受給率を上げるための具体的な取組を進めること。

##### 10) 社会的養護の充実に向けた支援（継続）

地域全体で子どもたちの育ちを支えるため、里親制度、養育里親などの制度を周知する

とともに、里親登録数の増加や里親ショートステイなど具体的な取組を進めること。社会的養護出身者の居住を支援するため、市営住宅の入居要件を拡大するなど、アフターケアも含め地域での社会的養護に対する支援を拡充させること。

**11) 市内における出産の選択肢の確保（継続）**

助産師の活用と継続的なマタニティケアにより、市内での出産の道筋を確立すること。

**12) 学校における多様性の保障（継続）**

学校における性的マイノリティへの配慮については、すべての児童・生徒、保護者に対して、情報提供を行うこと。

**13) 就学援助の対象拡大（継続・重点）**

名目賃金は上昇しているものの、物価高騰には追いついておらず、本来就学援助の対象とすべき世帯が支給を受けられなくなっていることから、収入認定から除外する収入を見直し、就学援助の対象を拡大すること。

**14) 補聴器購入助成の対象拡大（継続・重点）**

軽度・中等度難聴児の発達を支援するためには、片耳難聴児に対しても、補聴器の購入助成を拡大すること。

**15) いじめ重大事態への迅速な対応と連携（新規・重点）**

いじめ重大事態調査の迅速化に向けて、毎年度いじめ防止対策推進法に関する校内研修を徹底し、学校全体での問題把握と対応に努めるとともに、教育委員会や市も連携した支援体制を構築すること。

### **3 協働のまちづくりの進化・発展**

● 目的：まちづくり基本条例の理念の浸透を図り、多様な市民の参画のもと、長期的な目線に立った協働のまちづくりを進める。

● 要望事項

1) 円滑な市民とのコミュニケーションの推進 (拡大)

附属機関等の委員における重複、委員の性別や年齢構成を考慮し、幅広い市民の意見を反映するよう配慮すること。

市民から寄せられた意見や要望、相談については、全庁的に共有する仕組みを構築すること。市民意見交換会や市民説明会、附属機関等の会議は、動画配信やオンラインを積極的に活用するなど、多くの市民参加が可能となる取組みや、新たにまちづくりに参画する人材を発掘できる取組みを推進すること。

2) インターネットを使わない市民への情報提供 (新規)

インターネットを使わない市民に対しても、行政情報を網羅的に提供する必要があることから、図書館で一元的に情報を集約し、市民の求めに対して提供できる仕組みを構築すること。

3) 持続可能な花のまちづくりの仕組みの構築 (継続)

草木堆肥化に向けた調査研究を進め、庭からでる草木についても資源化の仕組みを構築すること。

4) 悪臭問題の根本解決 (継続)

時期によっては苦情が継続していることから、市として独自に臭気の常時測定を実施するなど、搬出時も含めて適切に現状を把握した上で、抜本的で実効性のある悪臭対策を講じること。

5) 協働のまちづくりの深化 (継続)

地域課題解決のため、市民、企業、団体の提案を事業化できる協働の仕組みづくり（まちづくりチャレンジ協働事業制度、公民連携協働事業提案制度の改善）を進めること。

6) 文化、芸術、スポーツ、市民活動に資する公共施設使用料の設定 (継続・重点)

持続可能な活動のためには、非営利事業であっても、一定の収入が必要なことから、営利・非営利の区分を明確にルール化すること（明文の規定のない運用でごまかさないこと）。市民会館の貸出時間区分を見直し、市民が利用しやすいように配慮すること。

#### 7) 公園の更新を軸とした地域コミュニティの醸成（継続）

遊具の更新にあたっては、地域を巻き込み、コミュニティの力を高める新たな協働の手法を検討すること。公園遊具の新規設置や更新の過程では、整備計画や遊具の選定に利用者や地域住民が関わるような仕組みを制度化すること。

#### 8) 実効性ある交通安全対策の推進（拡大）

恵庭駅西口駅前広場において、歩行者優先の原則が守られず、速度超過や二重駐車などが頻繁に発生していることから、カラー舗装部分の歩行者空間としての位置付けを明確化するとともに、警察とも連携し、駅周辺における交通安全対策を強化すること。

恵み野商店街（花さんぽ通り）では、車の停止線の位置が歩行者の歩行路を横切り、事故も発生していることから、規制標識の位置など改善を図ること。

複数回にわたって事故が発生している箇所については、通学路以外も含め、生活環境部で一元管理を行い、委員会で報告を行うとともに、北海道公安委員会に対しては優先順位を明らかにした上で要望を行うこと。

交通安全運動に合わせた自転車の安全啓発は、旗振りや単なる物品の配布ではなく、警察や学校とも協力をし、具体的で実効性のある指導と啓発を行うこと。

#### 9) 農福連携、地産地消の推進（継続）

冬季間や流通も含めた農福連携のさらなる拡大を図るとともに、地産地消コーディネーターの派遣事業を活用するなど学校給食等における地産地消の取り組みを、調達の面からも推進すること。

#### 10) 地域のデジタル化推進（継続）

地域のデジタル化を推進するため、市民・事業者を対象にしたデジタル化支援策を実施するとともに、決済も含め、電子申請手続きがオンラインで完結するよう取組を拡大すること。

#### 11) 障がい者就労の拡大について（継続）

市内企業に対する障がい者雇用の実態を的確に把握し、障がいのある方にとっても、働きがいのある職場と雇用を増やしていくこと。特に市役所については、事業所としての責任を果たし、精神・知的障がい者も含めた雇用を受け入れること。

## 12) 外部人材の登用による組織の活性化（継続）

自治体 DX や政策法務など、専門性の高い外部人材の登用を行うこと。また、職員の年齢構成の偏りを是正する意味からも、氷河期世代に特化した採用を試行し、拡大に取り組むこと。

## 13) 自治体 DX の進展に伴う窓口の効率化（新規）

デジタル化の進展に伴う窓口業務の効率化を図り、それに対応した職員配置とすること。

## 14) 公共交通の利便性向上による移動手段の保障（継続・重点）

多様な市民参加の前提となる移動の確保をこれまで以上に進めること。エコバスの利便性向上などにより、子ども、高齢者など、自動車を利用しない市民が、市の施設などを利用する上で不利益を被らないよう配慮すること。バスの乗り方講習など、未利用者の利用促進を継続的に実施すること。

持続可能な公共交通体制を維持するため、適正な賃金が支払われているかなど、労働条件の実態が把握できるよう仕様書の見直しを行うこと。

## 15) ハラスメントの根絶（拡大・重点）

市役所組織のハラスメントの根絶と、会計年度任用職員からも相談しやすい通報窓口の設置を進めること。通報窓口は、連携中枢都市圏での共同設置や公平委員会を活用するなど、公的かつ独立性の高い窓口とすること。

管理職のマネジメント能力向上策として、多面評価制度（360 度評価）を導入すること。

## 16) 投票率向上に向けた取組強化（継続）

民主主義の根幹である投票率向上に向け、駅、商業施設、大学などにおける投票所の設置を進め、利便性と啓発効果を高めること。現在の投票所については、高齢の方も支障がなくなるよう、靴の履き替えなどの対応について、投票環境の改善に務めること。

## 17) 多文化共生の取組強化（拡大）

増加する市内在住外国人の暮らしを保障するため、行政文書はやさしい日本語の使用などを徹底するとともに、相談支援の体制を拡充すること。

関心の高い市民以外に対しても、多文化共生への理解を促進する取組を推進すること。

## 18) 移住者支援とまちづくりへの参画推進（継続）

恵庭に移住した方にとって、地域との接点が限られることから、移住者交流会だけでは

なく、地域コミュニティに関わる機会を積極的に支援すること。

19) パートナーシップ制度の導入（継続）

北海道の対応を待つことなく、市独自のパートナーシップ制度を創設すること。

20) 地域猫活動について（継続）

飼い主のいない猫の去勢不妊手術をしたうえで見守りをする市民の活動について実態把握をするとともに、環境省による「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」における行政の役割を認識し、地域猫活動の普及啓発に努めること。

21) ペット同行避難の受け入れ体制確立（継続）

全国で課題となっている災害避難所におけるペットの同行避難について、具体的な検討を進め、受け入れ体制を確立すること。

22) 未来の人材育成と確保について（継続）

さっぽろ圏奨学金返還支援制度事業の積極的な周知と、学生と企業のマッチングによる若者の地元定着を促進すること。

23) ファイターズファーム誘致における市民との合意形成（新規・重点）

ファイターズファーム施設の誘致においては、将来のまちづくりの方向性に大きな影響を及ぼすことから、財政的な負担はもとより、誘致に対する市の考え方など、市民との十分な情報共有を行なった上で、合意形成に努めること。

## 4 持続可能なまちづくりの基盤確立

- 目的：人口減少の中でも、将来にわたって持続可能な制度、仕組みをつくり、財政的、社会的な基盤を確立する。

- 要望事項

- 1) 「未来投資」の視点に立った財政運営（継続）

将来の経費を減らす、将来の収入を増やす事業に優先的に予算を配分するとともに、これまで採算性を強調してきたルルマップ自然公園ふれらんどなどの新規施設については経常経費に一般財源を投入することなく、経常収支の漸進的改善に努めること。

- 2) 事業者選定の透明性確保（継続）

公募型プロポーザル、サウンディング型市場調査の実施に際しては、事前の情報発信によって競争性を担保するとともに、事後の情報公開範囲を拡大し、透明性と公平性の確保に努めること。指定管理者の募集にあたっては、必ず公募を行うこと。

- 3) 公共施設等総合管理計画における適切な目標管理（拡大）

公共施設等総合管理計画においては、ハコモノだけでなく、人口減少を見込んだインフラの目標値（量）設定を行うとともに更新費用、維持管理経費についても検証を行うこと。特に廃止となる公共施設については、施設の利用形態に合わせ、地域だけではなく幅広い市民に方針決定前から説明を行うこと。また、時代に合わせ、都市計画道路の見直しを行うこと。

恵庭 RBP は第3セクターであり、恵庭リサーチ・ビジネス・パークセンタービルは純粋な民間施設ではないことから、恵庭市公共施設総合管理計画の中で一体的に管理を行うこと。

- 4) ごみ処理経費の抑制と排出者負担原則の徹底（継続）

委託業務については、ごみの減量を反映した契約方式の導入と、民間事業者による資源回収の活用により、経費の抑制に努めること。

産業廃棄物については、これまで通りイニシャルコストも含めて排出者負担の原則を維持し、将来的な受け入れ量を削減できるよう長期的な視野に立った施策を進めること。

- 5) ゼロカーボンの実現に向けた取り組み強化（拡大・重点）

地域エネルギー循環を高める取り組みを推進するとともに、エネルギー収支の改善を図るために、特に公共建築物を中心とした断熱改修や地中熱利用の取り組みを強力に推進し、新たに整備を行う公共施設については、ゼロカーボンを標準仕様とすること。

指定管理者のモニタリングにおいて、ゼロカーボンへの取組を評価する仕組みを構築すること。

#### 6) 下水汚泥資源の再利用（継続）

安全性を確認するために、施肥した土壤における重金属測定をし、市独自に追跡調査すること。

汚泥肥料の有機フッ素化合物 PFAS に係る科学的知見が不足していることから、国は、農地土壤から農作物への移行に関する研究や、農地土壤における PFAS の蓄積性などに係る情報収集を進めている。国の動向を注視し、市としても PFAS についての知見を深めること。

#### 7) 中小企業支援の拡充（継続）

ポストコロナに対応したビジネスへの転換を促すため、ビズモデルなどを参考に、売り上げや販路拡大など具体的な成果の見える経営指導・相談支援体制を構築すること。

#### 8) 公的支援住宅等の活用による安心できる住まいの確保（拡大・重点）

既存市営住宅の修繕だけでは、低層階を希望する単身高齢者などのニーズに対応しきれないことから、既存民間賃貸住宅の活用を強力に進め、必要とする人が入居できる住まいを提供するとともに、特に困窮度の高い、障がいのある人や単身高齢者などが優先的に入居できるよう、ポイント制の導入など制度の改善を図ること。

入居ニーズの低い既存市営住宅の高層階については、生活困窮者自立支援事業の居住支援で、生活困窮者や若年女性などの緊急避難的住まい（シェルター）として活用すること。

家賃減免の算定にあたっては、給付型奨学金などを除外する取扱とすること。

#### 9) 公契約での賃金水準の確保・向上（拡大）

公共発注における発注者の責任を明確にするため、公契約条例を制定し、物価上昇を上回る賃金水準の確保を図ること。

#### 10) 島松駅周辺整備の着実な進展（継続）

JR 島松駅バリアフリー化の着実に進め、駅前広場整備については、車いす用駐車場の位置やスペースなど、慎重にニーズを聞き取り配慮すること。

自由通路においては、夏の高気温の際には、通行者の健康を害さないよう適切な換気に心がけ、温度調整に配慮すること。また雨漏り箇所の修繕や照明を増設するなど、快適な空間とするよう配慮すること。

#### 11) 水環境の保全について（継続）

国及び都道府県等は、水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、農地等からの排水の発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、農薬取締法に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進しているが、市においても、適正に監視・管理していくこと。

また、地下水の水質については、有機塩素化合物等の有害物質による汚染が引き続き確認されていることから、水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透規制や、有害物質を貯蔵する施設の構造等に関する基準の順守及び定期点検等により、地下水汚染の未然防止の取組を着実に実施すること。

#### 12) 道路のバリアフリー推進（継続）

恵庭駅周辺のバリアフリー化は、整備からかなりの年数が経過し、点字ブロックの劣化や新設された公共施設に対応していないなどの課題があることから、適切な維持管理を進めること。また、バリアフリー特定事業計画以外の地域においても、車イスやベビーカーが通行しやすいよう、歩道舗装の改善を進めること。

#### 13) 産業基盤としての道路の適正な維持補修（新規）

市街化調整区域における道路の維持補修は、市街化区域内と比較して遅れがちであることから、一次産業振興のためにも、市街化調整区域における道路予算を確保し、維持補修を進めること。

#### 14) 景観計画の策定（継続）

市街地の拡大、市街化調整区域における観光構想を進めるにあたっては、自然景観、都市景観において調和が必要となることから、景観計画の策定を進めること。

#### 15) 障がい者支援事業所における指導・監督体制の強化（継続・重点）

障がい者支援事業は年々拡大しているものの、工賃の未払いなど不適切な事案も発生していることから、定期的な訪問の頻度を高めるなど、指導・監督体制を強化すること。

#### 16) ジョブガイド恵庭の窓口機能拡大（継続）

ラピダスの千歳進出に伴い、関連企業や取引企業の近隣への立地も見込まれることから、

市独自の雇用政策を進めるためにも、ジョブガイド恵庭の窓口機能強化を図ること。

17) 恵庭交番の機能強化（継続）

北海道警察としても、警察署の統合を進めている状況のもと、新たな警察署の誘致は実現が難しいことから、市民が利用する機会の多い免許証関連の手続きなど、交番の機能強化を求めていくこと。

18) 介護人材の確保（新規・重点）

介護人材確保のための補助金を創設すること。若年層への取組としては、さっぽろ圏奨学金返還支援事業を活用するため、介護事業者と学校へ積極的にアプローチすること。

19) ライドシェアの活用等による二次交通の確保・充実（新規）

コロナ禍で減少したタクシーの乗務員数は、多少回復したものの、時間帯によっては需要との乖離が大きく、市外からの来訪者をはじめとした移動の需要を満たしていないことから、適切な実態調査に基づき、ライドシェアの活用など二次交通の充実を図ること。

20) 車両センターの直営の維持（新規）

今後の労働者不足や専門職の減少のもと、安定的な道路の保全や災害への対応のために技能労務職が不可欠であることから、車両センターを直営で維持し、技能労務職の採用・育成を図ること。

21) 人口推計の早期見直し（新規）

前回の人口ビジョン改定から 6 年以上が経過し、外国人人口の増加など、これまでとは異なる要素も増えていることから、最新の統計を踏まえた推計を早期に行うこと。